

事務連絡
令和6年5月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0531 第 4 号
令和 6 年 5 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 206 号）が公布され、令和 6 年 6 月 1 日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 84 点
- ロ 小白歯・前歯 52 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 21点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,479点
- (2) 4分の3冠 1,848点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 332点
 - b 複雑なもの 614点
 - ロ 5分の4冠 772点
 - ハ 全部金属冠 972点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 226点
 - b 複雑なもの 449点
 - ロ 4分の3冠 555点
 - ハ 5分の4冠 555点
 - ニ 全部金属冠 696点

3 銀合金

- (1) 大白歯
 - イ インレー

a	単純なもの	23 点
b	複雑なもの	40 点
ロ	5分の4冠	51 点
ハ	全部金属冠	63 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	30 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	36 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	36 点
ニ	全部金属冠	46 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	555 点
(2)	小白歯	555 点
(3)	大白歯	772 点
2	銀合金	
(1)	前歯	36 点
(2)	小白歯	36 点
(3)	大白歯	51 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	332 点
ロ	小白歯・前歯	226 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	23 点
ロ	小白歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	866 点
2	銀合金を用いた場合	102 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,118点

ロ 小臼歯 842点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 51点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 672点

ロ 小臼歯 842点

ハ 大臼歯 1,118点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 65点

ロ 小臼歯 65点

ハ 大臼歯 65点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,649 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,341 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	1,341 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,030 点
	ハ 前歯（切歯）	793 点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	894 点
	ロ 犬歯・小白歯	699 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	614 点
	ロ 犬歯・小白歯	534 点
	ハ 前歯（切歯）	495 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	780 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	603 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	248 点
(2)	犬歯・小白歯	267 点
(3)	大白歯	307 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小白歯	30 点
(3)	大白歯	30 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 614 点

ロ 小白歯・前歯 449 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 40 点

ロ 小白歯・前歯 30 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,434 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発 0305 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,479点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,848点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>332点</u> b 複雑なもの <u>614点</u> ロ 5分の4冠 <u>772点</u> ハ 全部金属冠 <u>972点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>226点</u> b 複雑なもの <u>449点</u> ロ 4分の3冠 <u>555点</u> ハ 5分の4冠 <u>555点</u> ニ 全部金属冠 <u>696点</u> 3 銀合金	(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,224点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,530点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>350点</u> b 複雑なもの <u>647点</u> ロ 5分の4冠 <u>814点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,024点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>238点</u> b 複雑なもの <u>473点</u> ロ 4分の3冠 <u>585点</u> ハ 5分の4冠 <u>585点</u> ニ 全部金属冠 <u>733点</u> 3 銀合金

(1) 大白歯		(1) 大白歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>23 点</u>	a 単純なもの	<u>24 点</u>
b 複雑なもの	<u>40 点</u>	b 複雑なもの	<u>41 点</u>
ロ 5分の4冠	<u>51 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>54 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>63 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>66 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>14 点</u>	a 単純なもの	<u>15 点</u>
b 複雑なもの	<u>30 点</u>	b 複雑なもの	<u>31 点</u>
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	<u>36 点</u>	ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	<u>38 点</u>
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	<u>36 点</u>	ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	<u>38 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>46 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>48 点</u>
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1歯につき)		M010-3 接着冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>555 点</u>	(1) 前歯	<u>585 点</u>
(2) 小臼歯	<u>555 点</u>	(2) 小臼歯	<u>585 点</u>
(3) 大白歯	<u>772 点</u>	(3) 大白歯	<u>814 点</u>
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>36 点</u>	(1) 前歯	<u>38 点</u>
(2) 小臼歯	<u>36 点</u>	(2) 小臼歯	<u>38 点</u>
(3) 大白歯	<u>51 点</u>	(3) 大白歯	<u>54 点</u>
M010-4 根面被覆 (1歯につき)		M010-4 根面被覆 (1歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>332 点</u>	イ 大白歯	<u>350 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>226 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>238 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大白歯	<u>23 点</u>	イ 大白歯	<u>24 点</u>

ロ 小臼歯・前歯	<u>14 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>15 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>866 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>913 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>102 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>107 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,118 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,179 点</u>
ロ 小臼歯	<u>842 点</u>	ロ 小臼歯	<u>888 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>51 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>53 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>672 点</u>	イ 前歯	<u>708 点</u>
ロ 小臼歯	<u>842 点</u>	ロ 小臼歯	<u>888 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,118 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,179 点</u>
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>65 点</u>	イ 前歯	<u>67 点</u>
ロ 小臼歯	<u>65 点</u>	ロ 小臼歯	<u>67 点</u>
ハ 大臼歯	<u>65 点</u>	ハ 大臼歯	<u>67 点</u>
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鋳造鉤 (1 個につき)		M020 鋳造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,649 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,587 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,341 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,291 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	

イ 大白歯	<u>1,341 点</u>	イ 大白歯	<u>1,291 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,030 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>991 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>793 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>763 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>894 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>943 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>699 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>737 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>614 点</u>	イ 大白歯	<u>647 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>534 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>563 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>495 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>522 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>780 点</u>	(1) 双子鉤	<u>756 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>603 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>585 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>248 点</u>	(1) 前歯	<u>261 点</u>
(2) 犬歯・小臼歯	<u>267 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>281 点</u>
(3) 大白歯	<u>307 点</u>	(3) 大白歯	<u>323 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と の合計により算定する。		2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と の合計により算定する。	

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>614 点</u>	イ 大臼歯	<u>647 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>449 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>473 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>40 点</u>	イ 大臼歯	<u>41 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>30 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>31 点</u>
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,434 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,511 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	